

岩倉市民間木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旧基準木造住宅の耐震化を促進するため、予算の範囲内において、岩倉市民間木造住宅耐震改修費等補助事業補助金交付要綱（平成15年4月1日施行。以下「耐震要綱」という。）に規定する補助金に加えて交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、耐震要綱第2条に定めるところによる。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、耐震要綱に規定する補助金の限度を超えて補助対象経費を支払った者とする。

(補助の対象及び補助金の額)

第4条 補助の対象及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震要綱第6条第1項に規定する民間木造住宅耐震改修費等補助金交付申請書とともに、民間木造住宅耐震化促進事業補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、民間木造住宅耐震化促進事業補助金交付通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 市長は、耐震要綱第8条に規定する民間木造住宅耐震改修等工事廃止（中止）届が提出されたときは、この補助事業についても中止又は廃止されたものとみなす。

(補助事業の完了)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、対象工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い期日までに、完了届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する完了届を受理したときは、内容を審査のうえ、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助対象者に確認通知書（様式第4）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助対象者は、耐震要綱第12条に規定する民間木造住宅耐震改

修費等補助金支払請求書とともに、民間木造住宅耐震化促進事業補助金支払請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による民間木造住宅耐震化促進事業補助金支払請求書に基づき、補助対象者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、耐震要綱第13条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の一部について期限を定めて返還を命ずるときは、この補助事業についても併せて行うものとする。

（適用除外）

第11条 この要綱により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅については、再び補助金を受けることができない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
ア 耐震要綱第4条第1項第1号に規定する耐震改修工事に要する経費	耐震要綱別表第2アに規定する100万円を110万円と読み替えて適用した場合との差額
イ 耐震要綱第4条第1項第4号に規定する二段目耐震改修工事に要する経費	耐震要綱別表第2ウに規定する30万円を50万円と読み替えて適用した場合との差額
ウ 耐震要綱第4条第1項第5号に規定する解体工事に要する経費	耐震要綱別表第2エに規定する40万円を60万円と読み替えて適用した場合との差額
エ 耐震要綱第4条第1項第6号に規定する耐震シェルター整備工事に要する経費(当該耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備費を含む。)	耐震要綱別表第2オに規定する30万円を40万円と読み替えて適用した場合との差額